

議事要旨 (1) 企業会計基準適用指針「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理 (案)」について

石川研究員より、掲題の適用指針の概要及び前回の企業会計基準委員会 (4月5日開催) において審議された文案からの主な修正箇所に関する説明が行われた。このうち主な修正箇所に関する説明の概要は、以下のとおりである。

- ・ 本適用指針の範囲に関し、本適用指針は、①会社法施行日前に発行の決議があった新株予約権付社債等には適用しないこと、②会社法施行日前に発行の決議があった新株予約権付社債等を会社法施行日後において取得した場合の自己新株予約権付社債等には適用することを適用指針の範囲を定める項において明示した。
- ・ また、本適用指針の範囲としていない会社法施行日前に発行の決議があった新株予約権付社債等については、実務対応報告第1号及び実務対応報告第11号の定めによることを結論の背景において明示した。

なお、委員等から、自己社債の会計処理に関し、貸借対照表での表示及び連結会社相互間の債権と債務の相殺消去に関する定め (連結財務諸表原則第四 六及び同注解 14 4) との関係について確認を求める発言があった。

以上の審議の後、字句等の修正は委員長に一任することを前提として、出席委員 11 名全員の賛成により本適用指針の公表が議決された。

以 上